

(仮称) 小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に係る条例

(原案の概要)

地方公営企業法適用事業である小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分の方法について定めるため、条例を新たに制定します。

1 条例制定の必要性・目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により「地方公営企業法」が改正されたこと、及びそれに伴い「地方公営企業法施行令」が改正されたことに伴い、地方公営企業法適用事業における利益及び資本剰余金の処分についての規定の大部分が廃止され、それらの処分については各地方自治体が条例で定めるか、又は議会の議決により行うこととされました。

本市では、水道事業及び下水道事業が、公営企業として将来にわたって安定した事業経営を維持するために、利益及び資本剰余金の処分について、事業年度ごとに取扱いが大きく異なることのないように、またその取扱いが市民の皆さんにとっても明確なものとなるように、統一した基本的なルールを条例で定めることとしたものです。

2 条例制定の主な内容

【用語について】

法令…地方公営企業法及び地方公営企業法施行令

企業債…浄水場や下水道管の整備など建設改良費の財源等として国等から借り入れる借入金

減債積立金…利益のうち、企業債償還の財源として積み立てておくもの

利益積立金…利益のうち、欠損が出た場合の補てん財源として積み立てておくもの

建設改良積立金…利益のうち、建設改良費の財源として積み立てておくもの

項目	改正前法令の規定内容	小樽市条例(案)の内容	小樽市条例(案)の考え方
毎事業年度生じた利益の処分	①20分の1以上の額を、企業債残高がある場合は減債積立金に、企業債残高がない場合又は企業債残高の額まで減債積立金を積み立てた場合は利益積立金として積み立てる。	①改正前の法令と同様とする。	①利益が出た場合、将来に備えて財源を確保しておくことは、公営企業として安定した事業経営のために重要であり、減債積立金・利益積立金の積立義務を維持するが、経営の弾力性の観点から、積立金額を具体的に定めるのではなく、積立最低限度額を定めることとし、今回の法令改正によって、事業の経営状況や経営方針が大きく変わるものではないため、これまでの最低限度額である「20分の1以上」を維持することが適当である。

	②20分の1以上を積み立てた後の残額は利益積立金、建設改良等特定目的のための積立金として積立できる。	②残額は利益積立金又は建設改良積立金に積立する。	②残額については、積立するかしないかの裁量の余地を残さず、全て目的を明確にし、欠損補てん目的が建設改良目的のため積み立てる。
減債積立金及び建設改良積立金を使用した場合の自己資本金への組入れ	減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借入したもの）を償還した場合、及び建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れる。	改正前の法令と同様とする。	事業経営の基盤である資産の整備の財源として借入した企業債を、減債積立金を使用して償還し、その残高が減少したこと及び建設改良積立金を使用して建設改良を行ったことで、資本が増強されたというこれまでの考え方を維持することが、安定した事業経営のために重要であるため、引き続き自己資本金に組み入れることが適当である。 なお、本項目に関する改正後法令の適用日が平成26年度の事業年度からとなっているため、本項目に関する部分の条項については、施行日を平成26年4月1日からとする。
資本剰余金の処分（取崩し）	①毎年度生じた資本剰余金は、その源泉別に、源泉の内容を示す名称を付した科目に積み立てる。 前年度から繰り越した欠損金を有し利益剰余金で補てんしてもまだ欠損金残額がある場合には、議会の議決を経て、資本剰余金を取り崩し、欠損金をうめることができる。 ②補助金・負担金など、資本剰余金をもって取得した資産については、当該資産の取得価額から資本剰余金の金額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却を行うことができ（「みなし償却」）、その資産が滅失・譲渡・撤去・廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を補てんすることができる（「直接補てん」）。	①改正前の法令と同様とする。 ②改正前の法令と同様とする。	①下水道事業において多額の繰越欠損金を有するなど、今後、資本剰余金を取り崩して欠損金を補てんする事態も想定されるため、引き続き、資本剰余金を取り崩し、欠損金をうめることができる旨を規定する。 ②直接補てんを行わないと、みなし償却に係る資産の滅失等による損失額が過大となり、損益を大きく悪化させることとなるため、引き続き直接補てんできる旨を規定する。 ただし、法令改正により、みなし償却そのものが平成26年4月1日以降できなくなり、直接補てんの必要性もなくなるため、直接補てんについては平成24年度、平成25年度の2事業年度限定の処理となる。

3 条例の施行日

公布の日（平成25年3月見込み）、ただし「減債積立金及び建設改良積立金を使用した場合の自己資本金への組入れ」に関する条項は平成26年4月1日施行